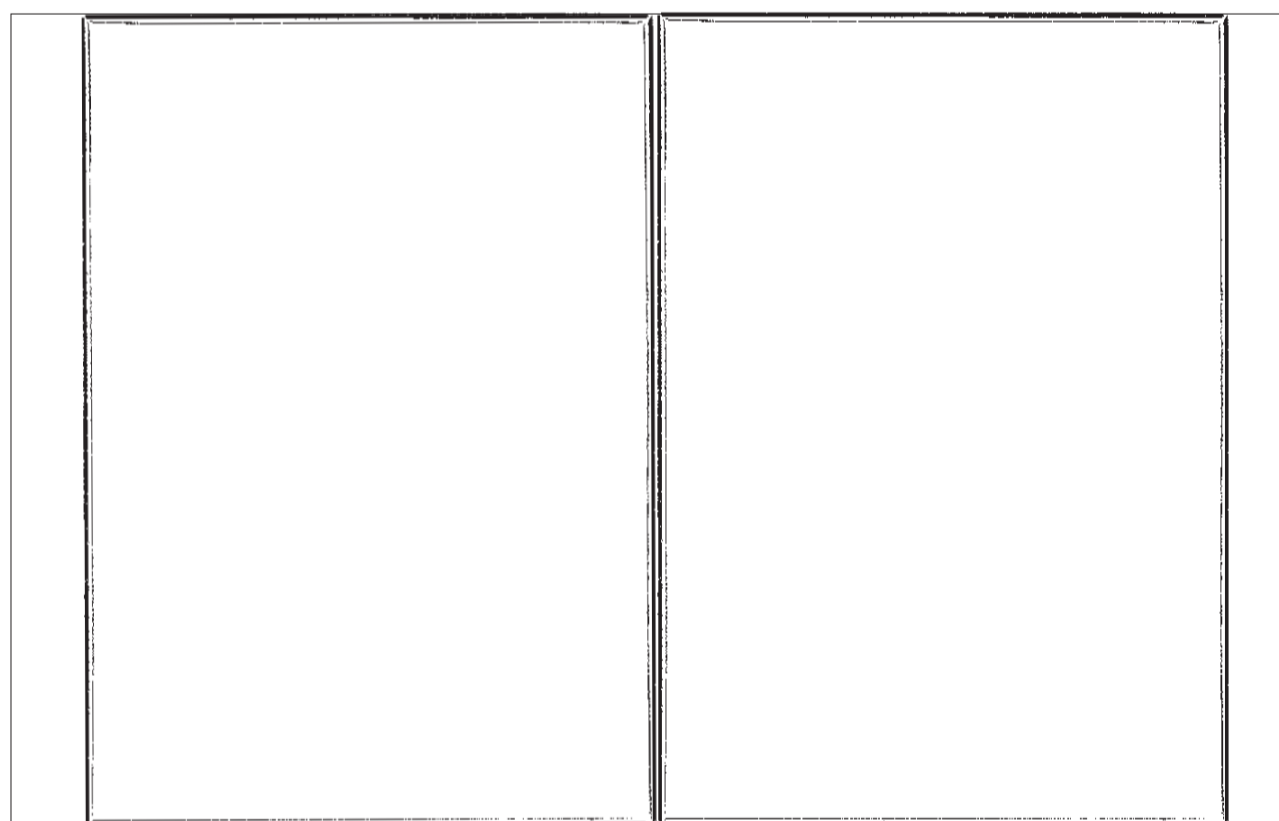
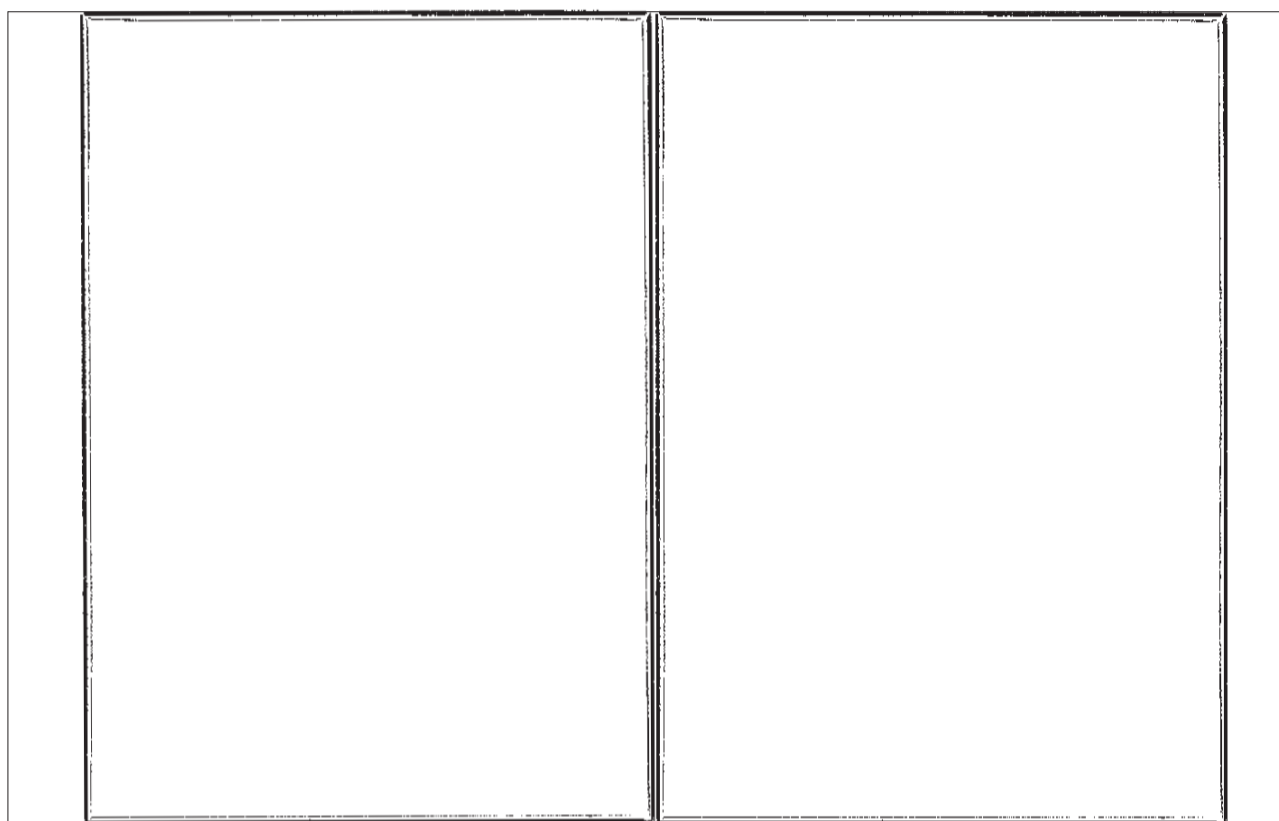


議事速記錄第六十三號

昭和十一年
第三十八次
居留民會臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記録目次

一、居留民團長選舉……………四頁
 一、天津居留民團長助役規程案……………九頁
 一、民團條例並規定中改廢ノ件……………十頁
 一、民團長給與決定ノ件……………十一頁
 附 錄……………十三頁
 要 錄……………十六頁

昭和十一年第三十八次居留民會臨時會議事速記録

昭和十一年十一月十二日 於 公 會 堂

一、居留民團長選舉

議事日程

- 第一、天津居留民團長助役規程案
- 第二、民團條例並規定中改廢ノ件
- 第三、民團長給與決定ノ件

出席議員 (十七名)

- 森川 照太 鍛冶 靜一郎 鹿田 多三郎 三角 武雄
- 張 世 萬 小 澤 昇 佐々木 清一 原田 万造

- 大 内 専 岡本 久雄 遠山 猛雄 八木 忠良
- 野崎 誠近 鹽谷 信治 清水 一太郎 龜澤 省朝
- 木下 秀良

出席參事會員 (五名)

- 會 長 森川 照太
- 鹽谷 信治 三角 武雄 野崎 誠近 木下 秀良

午後九時三十分開會

議長(遠山猛雄君) 着 席

只今出席議員十七名でございます。従つて法定の定数に達して居りますから之より第三十八次臨時居留民會を開會致します。議事に入るに先立ちまして恒例に依り總領事閣下より招集の辭がある筈でございますから暫く御清聴を煩はしたいと思います。

○堀内總領事 登壇 (拍手)

今夕は民團長選舉他三件を審議する爲め第三十八回の居留民會臨時會を開く事になりました。御承知の通り審議の事項は極めて重要な事項でございますから充分慎重に審議を盡され妥當なる決定に達せられん事を希望致します。之を挨拶と致します。(拍手)

○議長(遠山猛雄君)

本日の議事録署名者として岡本久雄議員、八木忠良議員御兩君を煩はしたいと存じます。どうぞ御承知願ひます。では只今直ちに日程に入ります。お手許に配布してあります居留民團長選舉之を議題と致します。

居留民團長選舉

○參事會長(森川照太君) 登壇

先日の居留民會で當民團に民團長を置く制度を採用する事になりました。従つて今夕其の民團長を選舉する事になりましたので我々參事會員は白井忠三君を最も適任者と信じて民團長の候補に推薦したのでございます。過般の民會に於て此の民會の際推薦の辭を申述べる様にお約束してありましたので簡単に申上げますが、白井忠三君の人格、手腕に至つては私が茲に彼を申上げざる迄もなく古いお方はよく御存じの事と存じます。同君は極めて學力の誇るもの以外現在とも單なる土木建築業者に過ぎませんけれども、其の人格の高邁で且つ頗る温情に富む人である事は若し御存じのない方が有るならば天津の誰方に尋ねられても、十の内九人は必ず同君を推薦する事を慚らなないと確證致します。其の手腕に至りましては電氣團管問題が十數年來懸案となつて居りましたのを三年に亘つて電氣事業調査委員として白井一人が熱心に調査しまして漸くの事で團管になり今日公共會の事業として残つて居るのであります。若し當時白井君の熱心と手腕がなかつたらば此の電燈は或は一私設會社の手にあつて公共會今日の財源になつて居る事がな

(5)

かつたらうとさへ私は確信致します、此の一事を以てしましても白井君の熱心と手腕は説明出来ると思ひます、其後前後合せて十数回行政委員たり其の内五回は行政委員會長となり、其の會長たる間は連日半日づつ詳しく民團の事務を見たといふ位の熱心な方であり、従つて民團の事務に付ては充分に精通して居られます、成る程白井君が當地を去つてから五、六年になりませんが主な吏員も餘りが替つて居りません位であるし事務にもさしたる變化はございませんが、其の規模を大きくしただけに過ぎないのでありますから、今日白井が天津の民團に居つて来るのは自分の家庭に歸つたやうなものであると信じます、従つて白井は直ちに民團の細かい事務に迄眼も届きずも肩く事と信じます、民團の現狀は二年間參事會長を致しました私の口から申上げるのは誠に恐縮ですが甚だ憂うべき状態にあると信じます、皆さんお聞き入れの事もございしますが此の一事を以てしましても御想像に難くないだらうと思ひます、従つて今日此の民團の急に應ずる爲めには直ちに間に合ふ様な木賊の片手間でない民團長に来て貰ひまして民團の事務の整理刷新を計つて貰ふ事は焦眉の急と私は信じます、白井君よりも立派な位階勲等を持つて居る人もあるでせう、併し民團の事務をその前に充分知つて今日の場合に應じて改善して行ける、此の點に於て白井君に優る適任者はないと確信するのであります、之が私が白井君を御推薦申し上げる第一の理由であります、茲に民團長を置く事を考へました時に萬一此の制度が採用されれば第一の白井君を推薦したいと存じたので、此の場合来るか来ないか交渉して其の交渉の時をかけた

(6)

のであります、白井君の最後の返事は「自分は多年天津民團の爲めに盡した積りだ、天津民團を受する事は決して人後に落ちんと思ふ、天津は故郷のやうな感じがあるのだ、若し従つて自分が餘生を天津民團の爲めに使ふといふ事が出来るならば大きな喜びであり且つ積極的に國家の爲めに御奉公出来るし有意義と思ふ、之に對して天津の居留民諸君が俺を擁へて呉れるならば喜んで行く、若し反對する方がありましても多數の同意を得たならば行く」といふ事で、恰も今日あるを豫期したが如き返事でありました、私は今夕甚だ白井君の手紙が前兆になつた様な感じがして斯ういふ場合になつて明かに記憶して来たのであります、従つて白井君は自分の家庭の如き天津に歸つて残る一生を民團の事業に差し向けるといふ熱と愛を持って居ります、如何なる偉いお方がお出でになられやうとも天津日本租界、天津居留民といふものに對する一種の熱情に至つては他の何人にも優るものを持つて居る、恐らく他に斯ういふ人は無いだらうと確信するのであります、此の點に於ても私は白井君を推薦して憚らないのであります、白井君は十五年民團の行政に干與し五回行政委員會長となつて充分試験済みの人で居留民——白井君を知る多數の方は御承知と思ひます、白井君を推薦するのは安心して同君を推す事が出来るからで、どんな方があらうとも安心して推せる人がなければ、好いかも知れないといふ冒險をするよりは安心の出来る白井君を推すのが妥當だと思つたのも同君を推薦した理由でございます、前述の如く民團の事務に精通し民團を受する事篤く然かも人格手腕共好適の天津の民團長と存じますから、今夕御出席の

(7)

議員諸君は満場一致を以て同君に投票し選舉せられん事をお願い致します。
 ○ 鍛冶静一郎君 今夕の順序としまして行政委員諸君にお願ひしたい事があります、七時の定期が九時半に開きましたが一時間も待つて民會に御出席なられた諸君に對して厚く御禮を申し上げます、今一寸進んで白井君を推薦せられた森川さんの御趣旨は能く判りました、巷間他に候補者があるや傳へられて居りますが、有る事として雙方の意見を聞いて合法的の力を以て出されるならば私は別に何とも云ひませんが、少なく共雙方の候補者があつて各自分の候補者を推薦して居られる様に傳へられて居る、一方推薦せられた方が御出席になつて居ない様であります、今少し反對といふのではないが白井君以外に推薦して居る方もあるとしたら、もう少し時間を延ばして其の人の出席を待ち圓滿に行きたいと思ひます、非常に懐しい議案であつて一週間の期間もなくして召集されたのでありますから、物の二時間や三時間は待つて雅量を示されて出席を待つて始めておやりになつてはどんなものでせう、御欠席になつて居る方、天津に居られて出席せられないといふ事は何ですか其の人の事を兎や角云ふのではありますませんが、公平にお考へ願つて民會諸君に、今日可否を問ふのでなく明日の日でも可否を採られる事として、夫だけの雅量を以て——之は私一人の意見かも知れませんが——やつて頂きたい、私は斯ういふ考へを持つて居るのですが、是非どうして頂きたい希望を持つて居ります。
 ○ 參事會長(森川照太郎君)

(8)

遺憾乍ら持つて居りません、誠に残念です。
 ○ 議長(遠山猛雄君)
 只今の鍛冶君の議は何でございますか。
 ○ 鍛冶静一郎君 參事會の意向を聞いただけでございます。
 ○ 議長(遠山猛雄君)
 別に特に如何といふお積りじやないのですか
 ○ 鍛冶静一郎君 議長にお願ひするのが至當だと思ひましたが、問題は森川さんに夫だけの雅量を願ひたい、私の意見に特に御賛成を議場に一つお伺ひ致します。
 ○ 議長(遠山猛雄君)
 只今鍛冶議員の御發言は議事進行に關する内容の様に聞かれます、従つて之を議事進行に關する動議として取扱ひまして議場にお諮りします、只今の鍛冶議員の御意見に御賛成の方は御起立を願ひたいと思ひます、もう一度はつきり鍛冶議員の御意見を摘要を摘んで申し上げます。
 巷間傳ふる處に依れば他に有力な候補者がまだ有るといふ事である、然るに其の推薦者が今日出席して居らない、双方の推薦者を比較研究してどうして充分批判の上に推薦をしたいといふ様な御希望であります、此の動議に御賛成の方は御起立を願ひたいと思ひます(起立者なし)
 賛成の方ありません、従つて動議は成立致しません。

○鍛治静一郎君 承知しました。

○議長(遠山猛雄君)

外に御意見がございませぬければ直ちに選挙に入りたいと思ひます、選挙の方法は民會議長選挙の方法に則る事になつて居ります、無記名といふ事でございませぬ、之から選挙用紙を配布致し、只今選挙立会人として監督官より左の御兩名の方を指名されましたから御報告致し、大内專君、鍛治静一郎君、どうぞ承知願ひます——(此の間投票)——出席議員の數と有刺の數が同數でありますので全部投票されたものと認めまして之より開函致しませぬ——(此の間開函)——投票數と名刺の數と合致して居ります、讀み上げます——(此の間探訪)——投票の結果を御報告致します、白井忠三君十五票、無刺二票、合計十七票、從つて白井君が當選致しました。

次に日程第一に移ります。

第一、天津居留民團長助役規程案

之を議題と致します。

○參事會長(森川照太君)

別に説明を上上げる程の事もございませぬ、讀んで字の如くであります、どうぞ御賛同を願ひます。

○鍛治静一郎君、此の案に付て森川氏の、會長の意見を聞いて居つたのですが、相變らず助役は

名譽職として有給としては置かないのですか。

○參事會長(森川照太君)

御承知の通り助役は居留民團長の推薦に依る譯で、只今の處我々は名譽職といふ考へで前回の考案として出したものを此の儘出して居りますが、民團長來任後に民團長の意見もございませぬ、若し名譽職でない事でありましたらば或は有給の規程に改案を上げられるかも知れませぬ、何れにしても助役を定める民會を開かなければならぬのですから、其の時に若し助役と會計主任と置く事になれば會計主任を有給として助役を名譽職として此の儘にするかも知れませぬ、自分どもは多分そうしたいと思つて居りますが、此の任期中に再び此の問題を討議するか如何か判りませんが、取敢えず斯うして置きますが、必ずしも確定して居るものとは御考へにならずに頂きたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君)

外に御意見がございませぬか、御意見がございませぬやうでしたらば御賛成と認めまして讀會省略して可決確定として宜しう御座いますか、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

日程第一、天津居留民團長助役規程案、可決確定。

日程第二、を議題と致します。

日程第二、民團條例並規定中改廢ノ件

○參事會長(森川照太君)

之はやはり茲に書いてあります通り條例の改正を當然必要と思ふものを此の條例中から直せうといふ譯で、規定の變更に伴ふ必然の結果でございませぬ、御承認を願ひます。

○議長(遠山猛雄君)

御意見がございませぬか、(異議なし)

御異議がないやうでございませぬから之から讀會省略可決確定と致します。

次に

日程第三、民團長給與決定ノ件

此の議案の説明書きが一番終りに附いて居りますが夫を一つ御覽願ひます、其の第三行に「一、民團長何々ニ對スル」とフランクになつて居りますが、其處に「白井忠三」と入れて頂きたいと思ひます、從つて議案の内容は。

一、民團長白井忠三ニ對スル給與ヲ左ノ通り決定ス

年俸 銀壹萬弗

住宅料 年額銀貳千弗以内

以上が議題の内容であります。

○參事會長(森川照太君)

之は規程に據りまして民會で民團長の給與を決定致す事になつて居りますから御諮り致すのであります。

○鍛治静一郎君 年俸は壹萬弗と決定して、住宅料貳千弗以内といふのは……

○參事會長(森川照太君)

どの位の家賃の家がありますか判りませぬから年額貳千弗以内の家を借りて住宅として給與するといふ考へから斯ういふ風にして置きました。

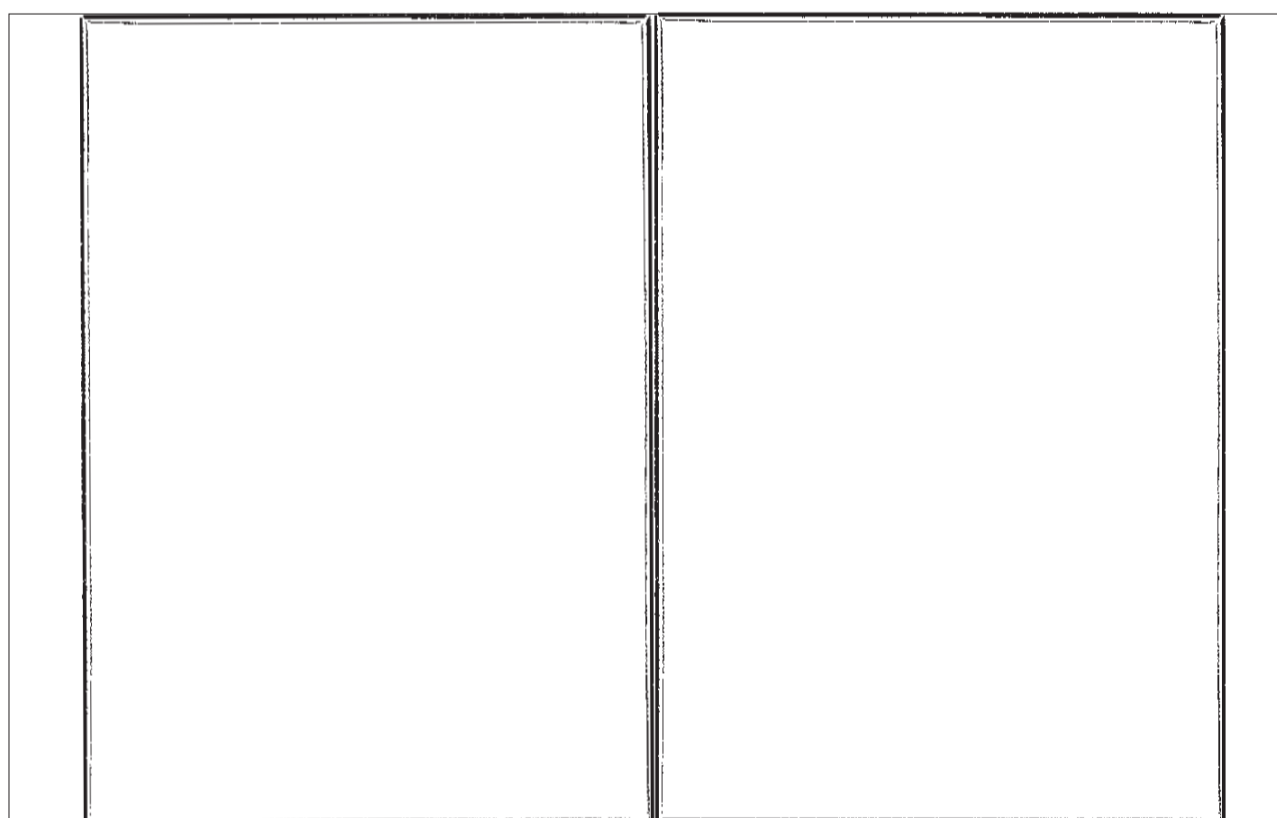
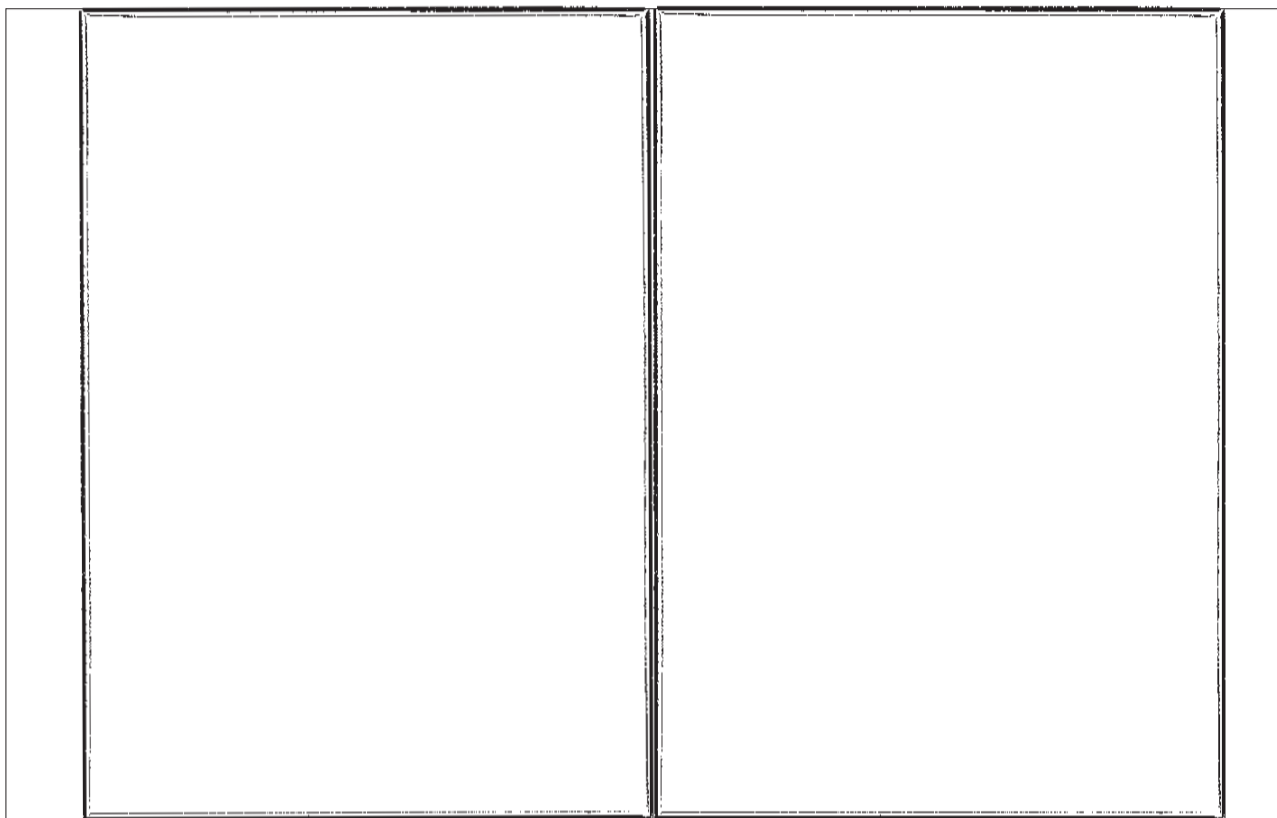
○議長(遠山猛雄君)

御意見がございませぬか、別に御意見がございませぬければ御異議のないものと認めまして之を讀會省略致しまして、可決確定と致します、宜しうございませぬか。

日程第三、民團長給與決定ノ件、可決確定

以上本日の議案を全部終了致しました、從つて第三十八次居留民會臨時會は之を以て閉會と致します。(拍手)

午後十時二十分閉會



昭和十一年第三十八次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十一年第三十八次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 天津居留民團長助役規程

第一條 本民團長、助役ヲ置ク

第二條 民團長、助役ノ任期ハ四年トス

第三條 民團長ノ給與ハ左ノ範圍ニ於テ居留民會之ヲ決定ス

年俸 銀壹萬弗以上銀壹萬五千弗以下

住宅料 年額銀貳千弗以内

第四條 助役ハ名譽職トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 民團條例並規定中改廢ノ件

一、民團長及助役設置ニ伴ヒ民會決議ニヨル左記各條例並規定中民團法施行規則及同細則ニ基キ

「參事會」又ハ「參事會長」トアルヲ「民團長」ト改ム

左 記

一、民團公告式

(13)

(14)

昭和十一年第三十八次居留民會臨時會議要録

一、議員 十七名

二、會 期 昭和十一年十一月十二日(一日)

三、會 場 公會堂

四、成 績 省略す

五、議長及會議係

議長 遠山 猛雄
副議長 龜澤 省朝
理事代理 村田 秀秀
書記 村田 秀秀
速記 山下 圭子

- 一、民會會議規則
- 一、居留民團法施行規則第三十四條ニ依ル參事會委任事項
- 一、胡同ノ廢止變更及處分ニ關シ參事會ニ一任ノ件
- 一、課金調査委員會條例
- 一、土地課金條例
- 一、家屋課金條例
- 一、取得課金條例
- 一、營業課金條例
- 一、雜種課金條例
- 一、不動産取得稅條例
- 一、工巡費徵收條例
- 一、埠頭規則
- 一、衛生費徵收條例
- 一、諸車鑑札料條例
- 一、行商人鑑札料條例
- 一、土地家屋ニ關スル手数料徵收條例

- 一、冠婚葬祭行列旭街通過料條例
- 一、道路改修費徵收條例
- 一、御下賜金記念事業費特別會計條例
- 一、天津共立學校増築費積立金特別會計條例
- 一、不動産買收條例
- 一、水道使用條例
- 一、天津療病院諮料金條例
- 一、百斯篤病豫防救済ニ從事スル者ノ給與規定
- 一、天津日本義勇隊規程
- 一、前項ニ伴ヒ必要ナル字句ノ修正ハ之ヲ參事會ニ一任ス
- 二、民團理事規程ハ之ヲ廢止ス
- 三、當件ハ民團長確定就任ト共ニ發布施行ス
- 四、當件ハ民團長給與決定ノ件
- (一) 民團長給與決定ノ件
- 一、民團長白井忠三ニ對スル給與ヲ左ノ通り決定ス
- 年俸 銀壹萬弗
- 住宅料 年額銀貳千弗以内

(15)

(16)

